

保存版 目立つところに貼ってください

令和元年5月16日

保護者の皆様へ

京都市立大宅小学校
校長 西山 正晃

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市に震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

○学校所在の山科区だけでなく、京都市行きのいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

○下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

○休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき授業等を実施する場合は、PTAメール配信・学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校および近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業とした上で、余震等の影響をふまえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、4月25日付「災害緊急時の児童引渡しについて」でお伝えしています通り、保護者へ引き渡し帰宅とします。

3 家族の皆様へ

災害時、急に考えたり、行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きた時や起きそうな時に、命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家族でも話し合いやご確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

在校中に地震が発生した場合の動き（図）

